

(財)全国里親会



里親だより

第78号

主な掲載内容

特集1 里親会の研究 — 地域の里親会の活動はどうなっているのだろうか — * p.2~

特集2 緊急一時保護の里親活用について * p.5~

里親家庭に耳より情報 * p.8~ オピニオン・養子縁組里親の制度的区別をめぐって * p.10~

里親会を訪ねて — 静岡県里親会 — * p.12~ 世界の家庭的養護事情 * p.14~

里親家庭で生活する子どものための“権利ノート”を制作中 * p.16~ 里親家庭で暮らす子ども * p.18~

翻訳絵本「ふたりのおかあさんから あなたへのおくりもの」を制作して * p.20~ ケースに学ぶ * p.21

全国里親会の動き * p.22 平成21年度里親関係予算要望書 * p.23

お知らせ・これからの予定・編集後記 * p.24

平成20年度上半期トピックス

■制度改正が遠のく

厚生労働省は、里親制度の改正などを盛り込んだ法案を国会に上程していたが、審議が間に合わず廃案となってしまった。厚生労働省は次期国会にも再上程し法案の可決を諮る予定で、これまで考えられてきた制度改正の日程はずれ込むことになる。

■全国里親会のあり方を検討中

里親制度の改正などもあり、全国里親会のあり方を検討している。7月末までに3回の検討会を実施。事業や事務局体制のあり方を見直しており、9月末までに中間とりまとめを行う予定。中間とりまとめの内容次第では、地域の里親会のあり方にも大きな影響を与えるものとなる。

■厚生労働省に要望書を提出

5月の理事会・評議員会で承認された「平成20年度里親関係予算要望書」を、6月18日、杣添厚生労働大臣に提出した。要望内容や、提出した時のコメントを23ページで紹介する。

■NHK連続テレビ小説『瞳』終盤に

毎朝、各家庭のお茶の間に里親の話題が届く。こうしたことはこれまでになかったこと。「里親家庭はこんなに明るく楽しいはずがない、もっと大変」など里親から厳しい評価もあるが、30代の主婦や施設職員から「里親をやってみたい」などの声も聞かれる。

『瞳』は里親家庭を描きながら、親子や夫婦、地域の再生をテーマにしたドラマになっている。里親家庭が現代の大きな再生の物語に繋がっていく。ドラマ『瞳』は9月で終了するが、私たちが里親としてこの再生の物語を引き継いで、紡いでいけるといいのだが。

■10月は里親月間

毎年のことながら、10月は里親月間。10月5日(日)には、静岡県浜松市で全国里親大会が開催される。前日の4日(土)には、里親家庭で暮らした元里子たちによるパネルディスカッションもある。

また各地の里親会でも各種のイベントが開かれる。さまざまな事情で、親もとで暮らせない子どもたちのために、里親が増えることを期待したい。



里親会の研究

—地域の里親会の活動はどうなっているのだろうか—

里親会という名称を使わない団体もあれば、都道府県単位でなく児童相談所単位で里親会を作っている地域もある。養子縁組を希望する人たちについては別組織にしているところもある。原則として政令指定都市には1つの独立した里親会があるが、県の里親会と連合的な組織になっているところもある。そういうわけで安易に比較するのは難しいが、ここでは都道府県と政令指定都市を加えた64の里親会の会員数や会費、活動について紹介したい。

なお使用した資料は、平成20年6月に「今後のあり方検討会」の行ったアンケート結果をいったん各地の里親会に返送し『里親だより』に使うことに了承をいただいた61里親会のものである。

1 会員数

里親会の会員数の多いのは北海道の里親会で467。次いで東京都の243となっている。逆に会員数の少ない里親会は横須賀市の里親会で12である。回答のあった60里親会の会員数は6,228なので、1里親会の平均会員数は104人である。

会員に委託里親が多いのは東京都で202。次いで北海道の194。

北海道の里親会は賛助会員が2700と群を抜いて多い。次いで沖縄県の297、札幌市の260である。(図表1-①を参照)

2 里親会の事務局は誰が担っているのか

里親会の事務局は誰が担っているのか、回答のあった61里親会(複数回答あり)のうち、最も多かったのは「児童相談所の職員」で29。次いで多かったのは「社会福祉協議会の職員」で12。「里親会が事務員を雇用している」が8、「里親会員のボランティア」が8、「その他」が9となった。「児童相談所の職員」「社会福祉協議会の職員」が担っている里親会は全体の67%を占める。「その他」のなかには県の職員や児童養護施設の職員というものもあり、事務局機能を他に依存している里親会が多い。(図表1-②を参照)

最近では、児童相談所の職員が忙しくて里親会の事務を担えない、というところが多い。今後、事務局体制をどうするのか、大きな課題になってきているようである。

3 会費

里親会の会費は、同じ里親会のなかでも支部によって異なったり、委託里親と未委託里親で異なったりするので、一概には比較できないが、

委託里親の会費をしてみると最も高額なのは岡山県で年間96,000円。次いで埼玉県の72,000円である。一方、京都府は年会費ゼロ。分布として多いのは年間3,000~8,000円であり、6割以上を占める。

里親会の多くは法人格をもたないが、なかには社団法人であったりNPO法人であったりする。事業や活動内容もさまざまなので、会費だけを比較して高い安いということとはできないだろう。(図表2を参照)

4 里親会の運営上の課題

里親会を運営するうえでの課題はなんだろうか。自由記述方式で書いてもらったところ、最も多かったのが会費収入に関すること。なかでも「活動費の財源不足・活動資金の確保」と答えた里親会が19件あった。

その他、5件以上あったものを挙げると、

- ・総会や大会への参加が少ない・行事(研修会や交流会)への参加者が固定してしまう(11件)
- ・養子縁組希望里親への対応・養子縁組後里親を辞める人がいる(11件)
- ・会員の減少(7件)
- ・会員の高齢化(5件)
- ・事務局体制・役員のなり手がいない(5件)

などである。会員の減少の要因となっているものに「登録者が全て会員になってくれない・入会者が少ない」(4件)も含めると12件になり、会員の維持・拡大は大きな課題であるともいえる。また、個人情報の扱いが慎重になっており、登録里親を県が教えてくれないので働きかけができないことや名簿が作れないことで未加入者への働きかけができない、などのコメントも合計すると5件になる。

図表 1

里親会名	① 会員数を教えてください							② 事務局は誰が担っていますか				
	総数	総数内訳						里親会員のボランティア	児相職員	社協職員	里親会が事務員を雇用	その他
		委託里親	未委託里親	里親OB	一般の人	賛助会員	法人会員					
北海道	467	194	273	20			2700				○	
青森県	159	28	58							○		
岩手県	137	28	109							○		
宮城県	49	14	20	2	5	8				○		
秋田県	83	21	32	30				○				
山形県	39	8	20				11					○
茨城県	95	49	46							○		
栃木県	171	59	124				95		○		○	
群馬県	79	68					11				○	
埼玉県	102	97	215				5				○	
千葉県	197	101	86								○	
東京都	243	202					25		○			
神奈川県	145											県職員が職務外で担当 里親会役員
新潟県	193	41	149	3								
富山県	59	9	50						○			
石川県	75	12	63						○			
福井県	43	9	34						○			
山梨県	73	40	33						○			
長野県	173	24	140	9			15					賛助会員ボランティア
岐阜県	140	34	105	1				○	○			
静岡県	155	52	77							○		
愛知県	178							○				
三重県	123	29						○				
滋賀県	191	44	129						○			
京都府	67	19	48						○			
大阪府	76							○	○			
兵庫県	230	65	144				21		○			
奈良県	102	14	85				3		○			
和歌山県	67	17	26	24					○			
鳥取県	56	21	35									県職員
島根県	88	23	64						○			
岡山県	92	28	64								○	
広島県	89	28	61							○		
山口県	110	32	78									○
徳島県	43	19	24						○			
香川県	43	17	13	13					○			
愛媛県	52	11	41						○			
高知県	39	8	31						○			
福岡県	74	24	50							○		
長崎県	72	17	55							○		
熊本県	59	23	36					○				
大分県	27	15	12							○		
宮崎県	55	44					6			○		
鹿児島県	54									○		○
沖縄県	122	68	54				297	10			○	
札幌市	479	59	64				260	96	○		○	
仙台市	45	21	22				2					○
さいたま市	60	19		22			19		○			
千葉市	37	14	23						○			
横浜市	136		96				40			○		
川崎市	89	41	47						○			
横須賀市	12	3	9									児童養護施設
静岡市	81	23	58						○			
浜松市	37	9	28						○			
名古屋市	87	12	34	41					○			
京都市	27	8	19				75		○			
堺市	26	3	5	7	11				○			
神戸市	71	27	1	43					○			
広島市	22	6	16						○			
北九州市	46	17	28	1					○			
福岡市	40	26	14						○			

図表2

里親会名	会費を教えてください(年額)							2008/4/1現在	
	委託里親	未委託里親	里親OB	一般の人	賛助会員	法人会員	その他	登録里親	委託里親
北海道	最高8,000	平均5,000	平均3,000					467	273
青森県	10,000	4,000			4,000			87	28
岩手県	6,000	2,000						145	32
宮城県	8,000	2,000	2,000	2,000	2,000			75	24
秋田県	7,000	1,000	1,000		5,000			101	26
山形県	2,000	2,000			1,000			109	11
茨城県	15,000	2,000						134	57
栃木県	54,000	2,500			1口1,000			183	59
群馬県	5,000	5,000			1口1,000			138	44
埼玉県	72,000				6,000			312	97
千葉県	36,000	3,000			3,000				
東京都	7,000	5,000			2,000			571	293
神奈川県	4,000	4,000			1,000			174	75
新潟県	10,000	6,000	6,000					232	69
富山県	6,000	4,000						59	9
石川県	6,000	3,000			1,000			75	12
福井県	5,000	3,000			3,000			49	9
山梨県	12,000	6,000						109	46
長野県	10,000	2,000	2,000		2,000	5,000		196	32
岐阜県	最高6,000	平均4,000						145	36
静岡県	4,000				1口1,000			155	52
愛知県	最高6,000	平均5,000						253	74
三重県	5,000	5,000	5,000					193	52
滋賀県	2,800	2,800			2,000	5,000		173	44
京都府	0	0						67	19
大阪府	最高3,600		平均3,000					143	41
兵庫県	最高3,000	平均2,400			平均2,400			230	77
奈良県	1,000	1,000			1,000			99	14
和歌山県	9,600	2,400	2,400					67	17
鳥取県	15,000	3,500						67	26
島根県	6,000	1,500					親族里親2,000	88	23
岡山県	96,000							92	28
広島県	7,000	3,000						105	28
山口県	10,200	1,000				5,000		118	37
徳島県	7,000	2,000						43	19
香川県	3,000	3,000	3,000		1,000			43	17
愛媛県	2,400	2,400						50	11
高知県	7,000	3,000						39	8
福岡県	4,000	4,000						104	38
長崎県	10,000	3,000						54	13
熊本県	15,000	7,000						86	34
大分県	20,000	3,000					2,000(親族)	111	45
宮崎県	11,000				1,000			117	45
鹿児島県	6,000	1,200						61	24
沖縄県	10,000	5,000			2,000	10,000		116	68
札幌市	6,000	6,000			1,000以上	5,000以上		123	59
仙台市	8,400	3,600			3,600			51	21
さいたま市	69,600	賛助会員となる	2,000		1,000			60	19
千葉市	20,000	3,000						37	14
横浜市	5,000	5,000	5,000		2,000			102	47
川崎市	8,000	5,000			2,000			94	43
横須賀市	5,400	5,400						13	4
静岡市	6,000	6,000						83	23
浜松市	6,000	6,000						40	11
名古屋市	4,000	4,000	4,000					88	21
京都市	6,000	6,000			3,000			59	16
堺市	3,600	3,600	3,600	3,600				20	5
神戸市	3,000	3,000	3,000					35	27
広島市	8,000	2,500						33	11
北九州市	6,000	6,000	6,000					60	21
福岡市	5,000	5,000						73	37

5 里親会のユニークな取り組み

里親会の行っているユニークな活動について聞いたが、ここに紹介するほどユニークなものは少なかった。「後援会組織が確立しており、年間180万円の賛助会費の収入がある」、「里親相談員（里親のなかから行政が指名）が新しい里親を支援する仕組みがある」、「リサイクルバンク（子どもの衣類などをメンバーに配布）、リサイクルバザーを定期的で開催している」、「大学などで“里親出前講座”を行い、制度の普及に努めている」などは他の里親会でも取り組めるものだろう。多くの里親会が財源の確保を運営上の課題としていることでもあり、賛助会員の充実に取り組んではどうだろうか。

6 全国里親会に期待すること

全国里親会に期待することを6つの選択肢から選んでもらい、具体的なコメントを書き加え

てもらったところ、最も多かったのは「里親家庭で暮らす子どもの自立支援に力をいれてほしい」（50件）で、コメントとしては「就職する際の助成を大幅に増やしてほしい」（12件）、「18歳以降の自立、進学などに対する支援、資金援助」（12件）、「措置解除後一定期間のフォローケア、アフターフォロー」（8件）などで、心理面での支援や里子会の普及、充実を求める意見も多かった。

次いで多かったのは「里親制度が普及するような活動をしてほしい」（33件）というもの。それ以外では「里親を支援する事業をやってほしい」（27件）、「行政にきちんと要望を伝えてほしい」（24件）、「里親に関する調査研究をして問題を把握して、解決に取り組んでほしい」（24件）だった。

「その他」（17件）では、「キャンプをブロックごとで実施し、里子の交流の場を設けてほしい」「里親会同士の交流」「情報交換のためのブロック活動の活性化」「レスパイトケアの充実」など“期待”は広範囲にわたっていた。

特集2 緊急一時保護の里親活用について

近年、児童相談所が緊急に保護した子どもを里親に託すケースが多いと聞き、先のアンケート調査にあわせて里親会に聞いてみた。回答があった里親会は59。

1. 緊急一時保護に里親を活用することがあるか

緊急に保護した児童を里親に託すことがあるかどうかを聞いたところ、「ない」と回答したのは23里親会。最も多かったのは「時々ある」で37里親会（56.9%）。「日常的にある」が5里親会（7.7%）となった。その他には「データがない」が1件あった。

「日常的にある」と回答したなかで1件「ただし一時保護ではなく委託扱い」というものがあった。以前聞き取り調査をした際、こうした扱いが他にもあり、今回の聞き方ではその実数が判明しなかった。

「時々ある」と「日常的にある」をあわせると65%になり、緊急一時保護に里親を活用する割合が多くなっています。

2. 緊急一時保護児童を受ける場合の年齢

緊急一時保護児童の年齢を聞いた（複数回答）ところ、最も多かったのは「幼児」で27（35.5%）。次いで多かったのは「乳児」で21（26.6%）。「学童」19（23.7%）、「中学・高校生」12（14.5%）と続く。

回答の傾向としては里親会によって差があり、「乳児」「幼児」の比率が高い里親会と、「幼児」「学童」の比率が高い里親会とに分かれる。しかし、地域性という観点からは明確な傾向は読み取れなかった。

3. 緊急一時保護に里親を活用する理由

1. で見たように、緊急一時保護に里親を活用することが多いが、ではその理由はなんだろうか、自由に書いてもらったところ、下記のようなコメントが寄せられた。

- ・学習権の確保のため(1件)
- ・一時保護所が満杯のため(16件)
- ・児童養護施設が満杯なため(15件)
- ・一時保護所では乳児の受け入れが困難なため(1件)
- ・乳児院が満杯のため(3件)
- ・あらかじめ短期間であることが分かっているため(1件)
- ・保護所内で伝染病が発生した時(1件)
- ・より家庭的な環境での養育が必要であるとの判断による(2件)
- ・被虐待児のように家庭的な温かさを必要とする場合(1件)
- ・地理的に施設や一時保護所が遠い場合(1件)
- ・児童が集団生活に馴染めない場合(2件)
- ・児童を落ち着いた環境で保護することが可能(1件)
- ・保護所や施設よりも目がよく行き届く(1件)
- ・乳幼児は原則家庭で、と認識している(1件)
- ・里親にとって次の委託のためのステップになるので(1件)
- ・乳児の場合、一時保護所での対応が困難であるため(2件)
- ・学区が変わらず、児童の生活が継続できるので(7件)
- ・オーバースティの児童の場合(1件)
- ・里親制度の理解を進めることや社会活動としてふさわしいため、また会員に意向を聞いたところ要望もあり、里親会の活動として取り組んでいる(1件)
- ・子どもが病気のため実親が里親を希望したから(1件)
- ・手続きが簡単であり安心して任せられるから(1件)

4. 緊急一時保護を受ける場合の養育費、手当は幾らか

多くの回答が国の定める基準である養育費月額1,560円(1歳未満1,800円、虐待児加算860円)であるが、高いところでは月額5,800円というところもあった。手当については多くの里親会の回答で空白になっていた。手当という認識がないのかも知れない。7里親会が手当を出していると回答している。また2里親会が養育費と合算して額を決めているという回答だった。手当の出ている里親会の額は1,000~2,000円である。

5. 緊急一時保護を受けるにあたって困っていること

- ・児童の情報が少ないこと(6件)
- ・子どもの状況が里親に十分説明されていない(1件)
- ・養育費や手当が少ない(7件)
- ・乳児の場合、ミルクやおムツ代がかかる(4件)
- ・児童の所持物が少ない場合、里親の方で用意しなければならない(8件)
- ・土日に何かあっても児童相談所の対応が遅くなる心配がある(1件)
- ・電話一本で預け、電話一本で引き取っていく。気軽な保護所になっている(1件)
- ・里親の受け入れ態勢が整っていないことが多い(1件)
- ・子どもが病気などの場合は困る(1件)
- ・都合がつかず断った場合、自責の念にかられる(1件)
- ・委託期間が分からない(1件)
- ・突然の依頼、またドタキャンが多い(1件)
- ・すでに受託している児童等との関係ではむずかしい場合がある(1件)
- ・発達障害等をもった子どもの問題行動への対応(1件)
- ・実親が来て勝手に引き取っていってしまう(1件)
- ・性別や年齢によって洋服や靴をそろえるのが大変(1件)
- ・急なことなので里親の都合に左右される(1件)

※

困ることを書いてもらったが、そのなかに要望もあったので紹介する。

- ・通学のことを考えると一時保護所でなく里親のもとに出してほしい(1件)
- ・一時保護所ではビデオやゲームをやっているようだ。一時保護にもっと里親を活用すべきである(1件)
- ・手伝ってくれる人がいるといい(1件)
- ・事故があった場合のために保険をかけてもらいたい(1件)
- ・児童相談所側に一時保護は保護所という固定観念があるがもっと里親を活用すべきである(1件)

■緊急一時保護の里親活用について(まとめ)

多くの地域で緊急一時保護に里親が活用されていることが分かった。緊急一時保護児童の年齢で多いのは幼児、次いで乳児。

緊急一時保護に里親が活用される理由としては、「一時保護所や児童養護施設が満杯だから」という消極的な理由が多かった。しかし少数ながら里親のもつ利点を積極的に評価する声もあった。児童にとっては、一時保護とはいえ家庭的な環境で暮らせることが望ましいだろう。

それにしても、一時保護の養育費は低すぎないだろうか。大半のところでは国の定める1日1,560円(乳児の場合は1,800円)で、これでは洋服や靴、乳児の場合のオムツやミルク代には足りないだろう。緊急ということをやむを得ないことなのだろうが、託される児童の情報が少なく、里親は困っている。

緊急一時保護に里親を活用することが多くなっても、それに見合った仕組みの整備が遅れているのではないだろうか。

◆緊急一時保護の里親活用・川崎市児童相談所の場合

里親会へのアンケートで、緊急一時保護に里親が広く活用されていることが分かった。そこで、積極的に取り組んでいる川崎市中央児童相談所を訪ね、相談指導の鈴木正治さん、里親担当の豎月智子さんにお話をうかがった。

川崎市中央児童相談所では、非行や障害をもった子ども、あるいは行動観察が必要な子どもを除いて、一時保護の必要な子どもについては積極的に里親にお願いしているという。

たとえば19年度の場合、里親に緊急一時保護を託したのは59件、延べ日数にして374日にのぼる。このうち措置に切り替えたのが5件。

川崎市ではこうした役割を担う里親を「緊急短期里親」として要綱を作り制度運営を行っている。ちなみに緊急短期里親は「一般家庭において、保護者または家族の疾病、出産等緊急の事由のため、家庭での養育が困難になった児童を里親に一時保護委託することにより、児童の福祉を図る制度である」としている。委託理由の6割もが「その他」で、その主なものとしては「養育者の疲労軽減のレスパイト」だという。

里親を活用する理由は、短期間ではあっても家庭的な養育が子どものためによいから、というもの。保護した家庭の近くであれば学校や保育園が変わることがないので、その点も配慮して協力里親を探している。

一時保護の期間は概ね20日。長期になる場合は措置に切り替える。費用は一般生活費が国の基準である1日1,560円(乳児の場合1,800円)。ほかに里親手当として2,000円を自治体

としてつけている。国からは平成18年度より、一時保護の場合の教育費や給食費といった経費も支弁対象にするよう通知がでている。

緊急一時保護の課題は、子どもに関する情報量が少ないので、適切なマッチングができないこと。それから、緊急のことなので里親の事情を多少無視せざるを得ないこと。「協力していただいている里親さんにはご迷惑をおかけしています」と話している。

里親からどんな声が寄せられているか聞いたところ、川崎市ではレスパイト、ふるさと里親(季節里親)、一時保護などの短期委託が多いことから、どの子どもをどのような理由で委託されたのか分からなくなることが多いという。積極的に里親活用をしている川崎市ならではの話といえる。おむつなどを児童相談所が提供する場合もある。必要なことや要望はすぐ言ってほしいと話している。

緊急一時保護の場合の保険は里親保険を使っている。

現在、里親の制度改正が進んでいるが、そのなかで支援機関の創設が提案されている。緊急一時保護の調整についても、適切に行うためには支援機関が担う方がよいのではないかという。理由は、児童相談所では十分な時間がとれないこと、里親の情報が不足していることがあげられた。

今後の取り組みとしては、子どもにとってよい制度であることからぜひ拡充したい。一時保護から継続になる場合も多いので、新規登録の里親を活用することも進めたいとしている。

キレイな子どもを育てる取り組み 「日本こどものための委員会」

最近の子どもはキレイやすい。里親家庭でもキレイやすい子どもの対応に困ることがある。特に里親の場合は、子どもの成長過程をすべて把握しているわけではないから、いろいろと考えてみて、必要以上に思いあぐねてしまう。怒りの原因探しをして、どうしたらいいのかというところまでたどりつかない。一方で、虐待を経験した子どもたちの苛立ちや怒りには根深いものがある。

子どもたちの怒り、キレイやすさにどう対処したらいいのかわからない。今回はこうした問題に取り組んでいる「NPO法人日本こどものための委員会」の渡辺紀久子さんにお話をうかがった。



セカンドステップとは——

——「日本こどものための委員会」ではセカンドステップというプログラムでキレイな子どもを育てる取り組みをしていますが、このセカンドステップというのはどういうものですか。

渡辺 もともとアメリカで開発されたものです。シアトル市のNPO法人Committee for Childrenが開発しました。最初、大人の虐待から子ども自らが身を守る「被害者にならないためのプログラム」を開発しました。次に「子どもが加害者にならないためのプログラム」として、このセカンドステップを開発しました。攻撃的な行動をやわらげて、社会生活を円滑に送れるようにつくられた教育プログラムです。攻撃的な子どもと言ってしまおうと一部の子どもを対象としているように思われるかもしれませんが、すべての子どもが健全に育つことを目的としています。2001年に、このプログラムはアメリカの教育省から「最も効果的プログラム」として最優秀賞を受けています。現在アメリカで18000校、1200万人の子どもがこの教育を受けていますし、他の国にも広がっています。日本では私も子どもがライセンス契約をしています。

——こうしたプログラムが必要とされる背景にはどんなことがあるのでしょうか。

渡辺 最近、子どもの凶悪事件が後をたちませんね。なぜこうした事件が起きるのか。子どもたちが人間関係をうまく結べない、社会に適応していく力が育っていない、ということがあると思います。低年齢化する不登校、暴力、いじめなどの問題もこのことが影響しています。以前は体験的に社会的スキルを身につけられたのですが、現実には少子化、安心して遊べる空間もない、時間的にも余裕がなくて、子どもたちは社会的スキルを学ぶことができないままです。小さいときに、集団のなかで問題を解決する能力と、怒りや衝動をコントロールできる方法を意図的に学ぶ必要がでてきたということです。

——具体的にはどのようなものなんですか。

渡辺 セカンドステップは4～8歳用、小学校各学年用、中学生用、おとな用に分かれていて、発達段階に応じて体系的に作られています。紙芝居のように、レッスンカードの写真を見せながら、ディスカッションをしていきます。内容的には①相互の理解（共感訓練）、②問題の解決（衝動コントロール）、③怒りの扱い、の3章からできています。

——東京・品川区の教育委員会はセカンドステップのプログラムをすべての小学校で実施することを決めて、06年度から取り組みを始めていますね。

渡辺 ええ、段階的に導入しています。セカンドステップを導入した小学校としていない小学校を比較する形で効果測定をしていますが、導入した学校の方が子どもたちの暴力が減っているという結果が出ています。各地の児童養護施設でも導入が進んでいます。

第1章 相互の理解

——具体的な内容を教えていただけますか。

渡辺 3章からできていると話しましたね。1章は「相互の理解」です。自分の気持ちを表現して相手の気持ちに共感する。お互いに理解しあって、思いやりのある関係をつくる。共感的な態度を身につけることは、攻撃的な言動をコントロールするうえでとても大切なことなんです。

写真を見てもらいながらレッスンをしていきます。まず「気持ちを感じ取るレッスン」。嬉しいとか悲しいとか、6つの基礎感情を顔の表情や態度などを通して理解していきます。次に「気持ちの違いのレッスン」。ここでは同じ出来事でも人によって違った気持ちになることもあるし、違ってもかまわないということを理解していきます。「カエルをつかみましょう」と言って、感情表現をしてもらったりします。いじめにも効果的なレッスンです。

「もし～したら、のレッスン」というのは、同じ玩具で遊びたいのに一つしかないというような場面で、

結果を予測する学習です。自分がある行動をするとき、相手はどう感じるだろうか、予測できるようになることが重要です。「自分の気持ちを表現するレッスン」というのもあります。並んでいる列に割り込む人がいる。そのとき、イヤだと自分の気持ちを伝えるように指導します。「私は」ではじまる I message は相手を傷つけたり非難せずに自分の気持ちを伝えることのできる大変便利な方法です。

「友だちを思いやるレッスン」では、相手を思いやるのがたいへん気持ちのいいことであることを学びます。友だちの力になることはお互いの成長をうながすだけでなく、こうした行動が習慣化されれば反社会的な言動を減らすこともできます。

この章の「相互の理解」は2章、3章の怒りの感情を扱ううえで基礎になります。共感能力をもった人は、攻撃的・衝動的な言動をとりにくいと言われていて、アメリカでは性暴力加害者などの矯正プログラムとして使われています。

第2章 問題の解決

——第2章のテーマは「問題の解決」でした。衝動コントロールということですが、いま一つよく分からないのですが。

渡辺 この章では、困難な状況でも前向きに取り組んで、問題を解決する力を養うことをテーマにしています。それが人間関係を円滑にするからです。ステップとしては①なにが問題か？ 誰かを非難しないで事実を伝える ②どんな解決策があるか？ 意見を出し合う ③幾つかでてきた考えは安全か、公平か、皆はどんな気持ちになるか、解決できそうか、結果を予測しながら確認をする ④解決策を一つ選んで実行する ⑤もし解決できなかったら今度はなにができるか考えて、方法を変えて実行する。こうしたレッスンの後に、応用練習をします。「一緒に使う」「順番にする」「交換する」「集中する」「行儀よく話かける」などの応用練習があります。

たとえば、みんなが遊んでいるところに入れずにいる子どもの写真を見せて、どんな解決策があるか聞いていきます。衝動的な行動をコントロールするうえで大切なのは問題解決の方法を知ることなのです。

第3章 怒りの扱い

——怒りのマネジメントは子どもだけでなく大人にとっても大きなテーマだと思います。青年期に衝動的な犯罪をするケースも報道されています。小さい

ときに、しっかりと怒りについての対処法、スキルを身につけておくことが大切だと思います。

渡辺 この章では、怒りの感情を自覚してコントロールする力を養うこと、建設的に解決する関係をつくっていくことをテーマにしています。怒りを我慢するのではなく、適切に感情表現していくことを学びます。このセカンドステップでは、怒りの感情を必ずしも悪い感情とはとらえていません。問題となるのは、怒りの感情そのものではなく、怒りの行動にどう対処していくか、ということです。そのために、怒りが襲ってきたときに「落ち着くステップ」を使います。

ステップは5つ。①今、自分はどんな気持ちかな？ 怒っているかな？ と自分の怒りの感情を自覚するようにします。②3回深呼吸をする。このことによって体の緊張をほぐします。③5までゆっくり数える。6歳以上の子どもは5から逆に数えてもいいでしょう。④「落ち着いて」と自分に言い聞かせます。⑤自分の気持ちを大人に話す。大人に自分の気持ちを話して、どう行動したかを考えてみます。

たとえば、遊んでいたボールを横取りされた写真を見てもらい対処法を学んでいきます。悪口を言われるような場面設定もあります。心が傷つけられることへの対処法ですね。大切なことは、今私はこう思っている、こう感じているという I message の手法です。悪口を言われたとき、順番からいえばまず落ち着く、そして I message、「私は悲しい」と自分の気持ちを伝えて、それから「やめて」ということです。

——自分の怒りへの対処法としては時間稼ぎしかない、と思っていたのですが、自分の気持ちをしっかりと自覚することも大事だったんですね。I message はとても便利なのに、どういうわけか使われていません。それから、最初に基礎感情をしっかりと学ぶということも強調されていましたが、とても大事なことだと思いました。感情面でのスキルということでは、教育の観点からも力を入れるべきだと思っています。どうもありがとうございました。

■セカンドステップの詳しい情報は「NPO法人日本こどものための委員会」まで
住所：〒156-0042
東京都世田谷区松原5-2-6-3階
URL：http://www.cfc-j.org
E-mail：info@cfc-j.org
Tel：03-5329-1461
050-3347-7758
Fax：03-5329-1491

養子縁組里親の制度的区別をめぐって

先の国会で廃案になった児童福祉法の一部を改正する法律案の中で、養育里親から養子縁組を希望する里親を認定の段階から区別して養子縁組里親とする、という厚労省の方針に不安を抱いている里親さんが多いので、この問題をどう考えたらよいか書くように、という思いがけないお勧めをいただいた。

思えば、里親委託が制度化されてから今日まで、限られた少数の子どもの委託をめぐって、養育か養子縁組希望里親への委託かという議論が繰り返し行われてきた。

菊池 緑(養子と里親を考える会理事)

家庭的養護を拡充する理由

今度の改正では、家庭環境で子どもが育つことが子どもの発達のためによい影響を与えるという理由、あるいは傷ついた子どもを癒す力が家庭にはあるという観点から家庭的養護を拡充しようという意見が委員会の大勢を占めた。それを受けて家庭的養護を拡充する方法が検討されて、どんな子どもにも対応できる養育里親を増やしたいという厚労省の施策が前面に打ち出されてきた。それは施設ではなく、家庭環境において養護される子どもをもっと増やそうということであり、これまでの議論とはやや趣を異にしている。

従来、里親養育は施設養護の補完的役割をもって用いられ、養護児童が多いときは里親を必要とし、少なくなれば必要としないという安全弁のような役割で用いられた。そうではなく、今回は、家庭的養育そのものに価値を見出して、家庭的養護の拡充が目指されている。そこに世の中の変化を見ることができた。そうなることを心から期待したい。

養子縁組を援助する制度のない問題

日本の里親委託は、制度が発足した当初から、養子縁組を希望する方々も里親として認定し、縁組前提の子どもの委託を行ってきた。そういうなかで、福祉関係者や行政が里親養育を必要としなければ、里親開拓は行われず、養子縁組を希望する里親さんばかりが目立つようになった。故人となられた里親制度研究者の松本武子先生が言われた言葉を思い出す。「里親制度をつくる

とき、養子縁組制度がきちんとつくられていたなら、こんな状態にはならなかっただろう」と。

しかし、今回の児童福祉法の一部改正では、ようやく、養子縁組を希望する里親を明確に養育里親と区別して、養育里親を増やそうという施策が打ち出された。問題は、養育里親の制度と共に養子縁組里親の制度をどう改善するのかという方針が示されなかったことである。聴けば、養子縁組里親は「今まで通りのやり方でいいんです。」と厚労省の方は答えられる。とはいえ、今まで通りではなく、養子縁組里親には手当が無くなるうとしている。この養子縁組里親に対する冷淡さはどこにその理由があるのだろうか。

社会的養護という言葉ではくれない養子縁組

私は、最近よく使われるようになった「社会的養護」という言葉を思い出す。全国里親会で数年前に行った2つの提言でも、里親養育は社会的養護、養子縁組は私的養護であると述べられていた。そして社会的養護の担い手である養育里親を増やすことに力点をおいた制度改革が提言された。この線上で今回の改正は行われたのではないだろうか。

ただ、難しいのは、養子縁組が社会的養護として一括りできない特別な援助を必要としているということである。ヨーロッパ的理解では、社会的養護とは、保護を必要とする子どもを一時的又は長期的に保護することである。しかし、養子縁組の場合、親が子どもの公的保護を望まなければ、保護することなく、養親家庭へ子どもを託して養子縁組を実現することも可能である。

親族間の養子縁組や一部の民間の養子縁組では、実際そのような形で行われている。

しかし、最近では、多くの国は、養子縁組の国際的原則に従って、保護を必要とする年少の子どもはいったん施設で保護し、その間の2ヶ月程度を実親がその縁組方針を熟慮する期間として保証している。この期間が満了するとき、養子縁組機関が選り、また、養親も受託を同意した子どもが養親家庭へ委ねられ、少なくとも裁判所の手続きが終了するまでソーシャルワーク的に援助されている。その保護期間の子どもの養育費を公的に負担する国がある一方、それを実親や養親に負担させている国もある。フランスや英国では前者で、ベルギーは後者である。こうしてみると、養子縁組は単に社会的養護かどうかという言葉で一括りにできないものである。ただし、特別な社会的援助を不可欠としている。

社会的援助として認められない 養子縁組サービス

日本では、児童相談所を通して行われる養子縁組は、幸い社会的養護の範疇^{はんちゆう}で行われてきたが、他方、民間で行われる養子縁組はそのなかに入らない。そして、その両方に、社会的援助としての養子縁組サービスの制度がきちんと定められているわけではない。養子縁組に熱心な人や力量のある人がそこにいれば、養子縁組は進められても、その仕事は制度や組織によって保証されてはいない。親権を行使できる親が不在でも、施設や里親家庭で長期的に養護すればよいと判断されれば、養子縁組は進められないだろう。

他方、民間では、一部に、養子を欲しい人に子どもを紹介するだけというところもある。難しい問題のある家族や子どもの場合、民間では介入を避ける。あるいは養親を選択し推薦することに一部の斡旋者が責任を負おうとしない。養子縁組は、国による特別な援助として行わなければならないという国際的原則からみると、程遠い状態にある。子どもの権利条約の締約国として日本は養子縁組サービスを社会的援助としてきちんと整えなければならない。

養子縁組里親の手当の問題

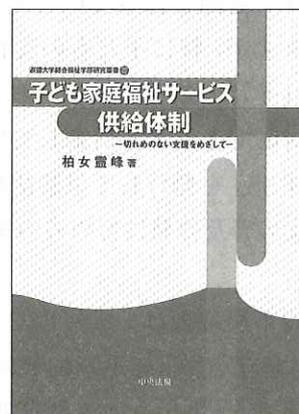
今度の改正では、養育里親には、手当を大幅に引き上げ、養子縁組里親に対しては手当を無くそうとしている。それは正当なことなのだろうか？ 改めて見直していただきたい点である。なぜなら、養子縁組を希望する里母さんは、フルタイムやパートタイムの仕事をやめて里親になっている人もいる。養子縁組が成立するまで、里親は精神的物質的養育的に大きな負担を負いながらその養育を担うことになる。しかし一般家庭の子どものいる親たちのように、養子縁組里親には、その間、児童手当や育児休業、養子縁組手当を受けるという特典がない。今までは、里親手当があることでやや緩和されてきた。私的養護だから手当は出せないというのなら、諸外国が実施しているように、里親手当に代えて養子縁組手当や児童手当を委託時から保障すべきだろう。養子縁組里親は、養子縁組を必要とする子どものために重要な社会資源であり、重んじられなければならないと思う。

書籍の紹介

『子ども家庭福祉サービス供給体制 ——切れ目のない支援をめざして』 柏女 霊峰 著

本書は要保護児童や里親制度という各論ではなく、子ども家庭福祉サービス全体について論じたもの。すでに次世代育成支援や障害児福祉サービスなど、政府においても改革が進められているが、今後はより全体的な見地からの改革が望まれよう。そのためには、現状に対する正しい理解が必要だろう。里親制度を推進していく私たちも、家庭福祉サービス全体を俯瞰したところに視点を置きたいものである。

- 発行日 2008年3月21日
- 発行所 中央法規
- 定 価 3,000円＋税



里親会を訪ねて

静岡県

今回は、10月に全国里親大会が開催される静岡県を紹介し、大会の準備に忙しい静岡県里親連合会事務局を訪ねて、渡辺会長（静岡県）、真子会長（静岡市）に活動の様子をうかがいました。また、浜松市里親会澤元会長には、電話で取材にご協力をいただきました。

3つの里親会

富士山のすそ野に広がり、温暖な気候と豊かな自然に恵まれた静岡県。里親会活動の歴史は古く昭和33年8月から活動を開始し、今年でちょうど50年となります。

平成16年度までは、静岡県里親連合会として活動していましたが、平成17年4月に静岡市が政令指定都市になったことにともない、静岡市里親会が誕生し、続いて平成19年4月に浜松市里親会が誕生しました。

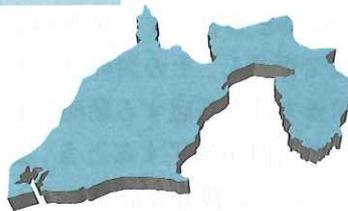
現在、静岡県・静岡市・浜松市3つの里親会が活動しています。

それぞれの活動から

3つの里親会それぞれの活動について紹介します。

静岡県里親連合会は、駿河湾を囲んで東は伊豆地方、西は掛川市などの中東遠地区駿河湾を囲んで広い地域で活動しています。そのため、地域を4つに分け、それぞれで研修会やレクレーション活動を行っています。研修は多岐にわたりますが、特に子どもの養育に関する研修会がそれぞれの地域で開催され、里親の身近な悩みに対応できるよう活動しています。また、「里親PRESS」を発行して里親活動の充実強化や里親制度の普及啓発に努めています。

静岡市里親会は、発足して3年ですが、会員数の大幅アップ（発足時64組が現在79組）、里子委託率18.5%という大きな成果を上げています。発足と同時に、児童相談所とともに、いろいろ



渡辺会長<静岡県>



真子会長<静岡市>

な活動を立ち上げています。具体的には、里親サロン、里親研修会、児童養護施設との交流やレクレーション、なでしこ通信の発行などです。3年という短い期間にもかかわらずこれだけの活動を行ってきた真子会長や役員の方々の努力が、会員数や委託率のアップへとつながってきています。また、この春からは、新しい試みとしてサロンを里親だけでなく、一緒に参加していた乳幼児対象に、「ちびっこサロン」が始まりました。



7月のちびっこサロンから

浜松市里親会は、発足前に1年間の準備期間を設け、昨年春に活動をスタートさせました。昨年1年間で、里親研修会や児童養護施設と里親の懇談会、里親会だより「夢風」の発行を行い、また静岡県里親連合会西部地区里親会と合同で、一日里親や里親里子林間学校も開催しました。1年間で新規の里親登録も3組あり、これからもっと活発な活動が期待されます。澤元会長は、「アットホームな会で、会員同士とてもよい関係です。まだいろいろ不安な面もありますが、児童相談所や役員と相談しながら、活動を広げたい」と、話していました。



新しい旗ができました。澤元会長<浜松市>（左）

ショート・ルフラン活動

週末里親や季節里親を静岡県ではショート・ルフランと、県の事業として昭和44年に開始し、毎年多くの児童養護施設の子どもたちが里親の家で、週末や盆、正月を過ごしています。このかわい呼び方で（フランス語とのことです）里親に親しまれています。H19年の実施状況は、里親（延べ人数）330人、里子（延べ人数）473人と多くの里親が里子を迎え入れています。

30年あまりショート・ルフランでも子どもを預かる渡辺会長は、「親戚の家に遊びに来たように過ごしてほしいと考えています。実際に、訪問を繰り返すうちに近所の人たちとも顔なじみになって、本当の親戚の子どものようですよ」とおっしゃっていました。家庭生活だけでなく、地域社会についても体験できる貴重な場となっています。

また、新規登録の里親には委託までの経験の場となりますので、子どもだけでなく里親にもショート・ルフランは大切な機会となっているようです。

地域とのつながりを大切に…

3つの里親会は、基本的に活動を別にしてはいますが、レクレーションや、研修会、里親制度普及啓発活動など合同で行い、地域の方々にも参

加を呼びかけ、里親会、里親、地域がつながりを深めています。

その一つとして、約30年前から、静岡県里親連合会では、賛助会員を募り、その会費の積立金から里子に高校入学祝い金・就職祝い金を贈っています。その総額は約1000万円とのことです。多くの賛助会員の支援が長い間続いてきたことに驚かされます。この制度は温かい地域の方々を支えられた事業です。

また、里親月間には里親制度のPR活動を県内各地で行っています。そのような活動から、一人でも多くの方が里親に関心を持ち、里親登録へと気持ちが進むよう、児童養護施設の子どもが里親とみかん狩りを行う等、イベントも盛んです。

10月の全国大会に来てください!!

10月5日（日）、浜松市において全国里親大会を開催します。また前日の4日には里親フォーラムを開催します。フォーラムでは、里親家庭で育った元里子4人がパネラーとなり、コーディネーター坂本洋子さん（『ぶどうの木』の著者）と一緒に里親、里子について語ります。（詳細は、P24）

大会の他にも、静岡には富士山や浜名湖などの観光地や美味しい名産品もたくさんありますので、お楽しみください。お待ちしております。

■里親会データ

	静岡県里親連合会	静岡市里親会	浜松市里親会
設立	昭和33年8月1日	平成17年4月1日	平成19年4月1日
総会員数 (H20年6月現在)	155	81	37
委託里親	52	23	9
未委託里親	77	58	28
賛助会員		なし	なし
会費 (年額)			
会 員	4,000	6,000	6,000
賛助会員	1,000/1口	なし	なし
登録里親数	307 (H9/3/31)	83 (H20/4/1)	40 (H20/4/1)
委託里親	51 (H19/3/31)	23 (H20/4/1)	11 (H20/4/1)
会の活動	<ul style="list-style-type: none"> 里親サロンの実施 里親月間に「1日里親事業」や関係者を集めて懇談会を開催 里親里子林間学校の実施 里子の相談サポート事業 里親会機関紙「さとおやPRESS」発行 	<ul style="list-style-type: none"> 里親・子どもサロンの開設 里親研修会の開催 養護施設・乳児院との懇談会 里親月間行事の開催 里親里子林間学校の実施 機関紙「なでしこ」の発行 	<ul style="list-style-type: none"> 里親促進事業として、小地域懇談会を開催 里親月間に「一日里親」や懇談会を開催 里親研修事業の実施 児童養護施設と里親の懇談会 里親里子林間学校の実施 里親会だより「夢風」の発行
自治体からの助成	<ul style="list-style-type: none"> 里親委託費1,560円/日 	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動費 1,500円以内/年 里親奨励費 1,700円/月 一時保護委託里親1,000円/日 	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動費 1,500円以内/年 一時保護委託里親1,000円/日
里親会独自の助成	<ul style="list-style-type: none"> 里子の高校入学・就職祝い金 	<ul style="list-style-type: none"> 里子の高校入学・就職祝い金 	<ul style="list-style-type: none"> 里子の高校入学・就職祝い金

■アジア

私たちの属するアジアですが、世界の人口の半分以上を占めるにも拘わらず、残念ながらその社会的養護の質は決して誇れるものではありません。特に、里親制度のような家庭的養護の重要性は、一部では理解されているように見えます。そんな中で、お隣の韓国では家庭的養護の促進が進められているようです。韓国が国際養子縁組で大勢の子どもを海外へ送りだしてい

たのは、それほど昔ではありません。それが現在では、劇的な変化を見せています。韓国でも、KFCAという組織の地道な努力が実を結んだようです。IFCOのカン理事（韓国）のお話では、ソーシャルアクションとキャンペーンにかなり力を入れたそうです。この韓国の変化は、「アジアには養育里親制度は根付かない」という諦めに楔を打ち込んでくれたとも言えるかもしれません。

これらは、ご紹介したい内容の一部に過ぎませんが、世界のいたるところで、家庭生活を奪われた子ども達に温かい家庭で個別に愛される機会を与えようと、様々な試みがなされています。国連人権委員会でも家庭的養護のガイドラインの草案について話し合いがもたれています。特筆すべきは、そこで『施設養護の選択は、子どもの利益に繋がる理由がない場合は原則として制限されるべき』『3歳以下の乳幼児への養護は原則として家庭的養護が提供されるべき』などが明記されていることです。確かに、家庭生活に傷つき、トラウマを抱える子どもや、何らかの障がい家庭では適切な養育が出来ない場合など、施設養護は

どうしても必要です。しかし、家庭生活を奪われた子どもの第一の選択肢として、家庭的養護が検討されなければならないというのが、世界の傾向だと言えるでしょう。また、忘れてはならないのは、どの地域においても、民間組織の活動なくして家庭的養護の促進は進んでいないということです。世界的に見れば、私たち里親は特異な存在ではないのです。寧ろ、児童福祉の世界的基準と方向性を共にしていることは誇るべきことだと思います。これを私たちの地域に根付かせることができるのか、それは私たち『民間組織の活動』に鍵があるのかもしれない。

日韓フォスターケアフォーラム2008開催のお知らせ

子育て支援のセーフティネットの一つである「里親制度」について学ぶため、この制度に積極的に取り組む韓国フォスターケア協会の会長パク・ヨンスク氏を迎え、北海道と東京でフォーラムが開催されます。日本財団の助成により、日韓フォスターケア・フォーラム実行委員会、えべつ男女共同参画社会をめざす会が主催し、全国里親会は後援を行っています。

●東京での開催について

日時：2008年12月6日(土) 10:30~16:30

会場：日本財団 2階会議室

〒107-8404 東京都港区赤坂1-2-2

演題：①「韓国の家庭委託(里親)制度の10年

パク・ヨンスク韓国フォスターケア協会会長

②「近くて遠かった隣人から何を学ぶべきか：韓日里親委託制度の比較から」

津崎 哲雄京都府立大学教授

問い合わせ先：日韓フォスターケア・フォーラム実行委員会(中兼正次実行委員長)

電話：011-385-5839 メール：hokkai4321@yahoo.co.jp

世界の家庭的養護事情

過去何十年を考えると、速度はともかく、確実に日本の里親制度は前進し始めていると思います。また、そのための草の根的な努力も日本各地でされています。しかし、現状をみると里親と社会的養護を受ける子ども達をとりまく状況は、相変わらず厳しいものです。近所に里親が増えたという話は聞いたことがありませんし、具体的な支援の内容にも大きな変化は見られないのが現実ではないでしょうか。

何となく社会で理解を得られていないような感じのする、私たち日本の里親。では、これらのことを国際的な視点で見てみたらどうなのでしょう。今、世界の社会的養護はどういった方向

へ進んでいるのでしょうか。それらを知ることが自己吟味する上で、もしかしたら意義があることかもしれない。

そこで、IFCO(国際フォスターケア機構)を通して、世界の社会的養護の情報を幾つか簡単に紹介させていただきます。

渡邊 守(IFCO理事)



■ヨーロッパ

昨年11月に、マルタ共和国にてIFCOの欧州セミナーが行われました。そこで発表された内容で特に印象が強かったのは、東ヨーロッパつまり旧共産圏の国々のフォスターケア促進の働きです。かつては、施設で要保護児童を全て養育することは共産主義の象徴の一つだとも言われていました。その共産主義だった国々が、現在はフォスターケアの促進に取り掛かっているのです。大変興味深いのは、家庭生活を奪われた子ども又は遺棄された子どもを施設に任せっきりにしていた同じ国民、同じ文化、同じ土地に住む人々が、今では脱施設化に取り組んでいるということです。そしてその活動は、民間組織を中心に行われています。一朝一夕にはいきませんが、東ヨーロッパは確実に子どもが家庭で

個別に愛されることを重要視する方向へ一歩一歩進んでいるようです。

また、ヨーロッパでは、当事者(子どもたち)の声を社会的養護に反映させることも重要視されています。例えば、IFCOやSOS子ども村などの非政府組織が協力してヨーロッパの社会的養護の質の基準をつくりました。注目すべき点は、その基準の内容を作成するにあたり中心的な働きをしたのが、実際に社会的養護を受けてきた青少年達だということです。その基準は、163人の子どもと青年達の声が反映されて出来上がったものなのです。民間の組織が、当事者と共により質の高い社会的養護をつくっていかうというのがこれからのヨーロッパの傾向のよう見えます。

■アフリカ

まだ決して大きな活動ではありませんが、アフリカでもフォスターケアが注目されつつあります。IFCOはケニアのANPPCAN(日本のJaSPCANのような組織)と南アフリカのGive a Child a Familyという組織の協力を得て、民間組織や里親のトレーニングを始めようとしています。アフリカでも児童虐待は深刻な問題ですし、ご存知のとおりエイズにより親を失う子ども達が

大勢います。その子ども達にも家庭で個別に愛される経験が必要なのは言うまでもありません。貧困と飢餓という最優先に取り組むべき問題に直面しながらも、家庭で個別に愛されるべき子どもの権利を守るために活動をしている民間組織がアフリカにもあるのです。

里親家庭で生活する子どものための “権利ノート”を制作中

朝日新聞厚生文化事業団は、現在、里親家庭で生活する子どものための権利ノートを制作中。まもなく完成し、全国里親会から各里親会を通じて、里親家庭に配布される予定です。そこで、朝日新聞厚生文化事業団の中村宣人さんに企画の概要など、お話をうかがいました。

—まず、権利ノートの制作を企画された理由をお話いただけますか。

中村 子どもには自分の未来を切り開く力があるはずですが、その力が傷つけられたり、奪われたりしているなら、その力を癒し、安心してそれを使えるように支えることが大切だと思います。そして、その未来を切り開く力が「権利」だと思うんです。今回、子どもにそうした力、権利があることと、権利を使うための源となる「自分自身の大切さ」を伝えるために、権利ノートを作りたいと思いました。企画に当たっては、立案の段階から青山学院大学の庄司順一先生（作成委員会委員長）にお世話になりました。

—安心して権利を使えることは、すべての子どもに必要なと思いますが、なぜ、里親家庭の子どもを対象にしたものを作ろうと考えたのですか。

中村 私は、糸賀一雄先生の「この子らを世の光に」という言葉が大好きなのですが、里親家

庭の子どもに権利を正しく理解してもらうことで、子どもに光をあてるのではなく、子ども自身に光り輝いて欲しいのです。そして、子どもの光が里親養育を照らし、もっと里親養育が活用され、さらに里親さんにも輝いて欲しいという思いで、全国の里親家庭の子どもを対象にしたものを考えました。

—権利ノートの内容を具体的に教えてください。

中村 本文の中では権利という言葉はほとんど使わず、代わりに「生きる力」という言葉を使っています。すべての人は、生まれたときから生きる力を持っていて、その力は、「うれしい」とか、「いやだ」とか、「知りたい」とか、そういった気持ちや考えを持つこと、あるいは、誰かにそれを伝えたり、相談したり、また人を頼ったり、信じたりすることであって、それは大切にされなければならないんだと、こういったことを里親さんとの生活を舞台にしながら説明しています。

子どもたちに関心を持ってもらうために、イラストを多く入れ、できるだけ文章の量を減らしました。子どもが里親さんと一緒に考えながら書き込めるようなページも作りました。

—「子どもの権利=わがまま」といったイメージを抱かれることがあるように思いますが、そのあたりはどのように考えますか。

中村 権利を理解するためには、自分が本当に尊い、大切な存在であるという感覚を身に付けなければなりません。自分と同じようにすべての人が尊く、大切な存在だと理解することが必要です。これは車の両輪の関係です。どちらかだけでは機能しないのです。ですから、子ども

■里親家庭で生活する子どもの権利ノート作成委員

委員長	庄司 順一	青山学院大学教授
委員	阿部 京美	里親家庭で育った当事者
	石川 希	里親家庭で育った当事者
	影山 秀人	弁護士
	木ノ内博道	全国里親会理事
	坂本 和子	NPO法人里親子支援のアン基金 プロジェクト副理事長
	丸山 浩一	東京都児童相談センター所長
	宮島 清	日本社会事業大学専門職大学院准教授
	山本 節子	東京都養育里親
	米沢 普子	家庭養護促進協会神戸事務所 主任ケースワーカー

*敬称略

が権利を正しく理解できれば、「わがままになる」ということはないはずです。

権利を正しく理解すると、「わがままになる」のではなく、自分と他者を大切にしながら、自らの人生を主体的に築いていくことができるのだと思います。

——権利というのは権利ノートを読んだだけで正しく理解できるものでしょうか。

中村 読んだだけでは正しく理解できないと思います。そのためには、日々の生活の中で「あなたには、こんな力があるんだよ」「この力は誰にも、どんな場合でも奪われてはならないものなんだよ」と、子どもの一番近くにいる里親さんから、メッセージを送り続けていただくことが欠かせないと思います。

里親さんが子どもと一緒に読みながら、語りかけ、考えることで、権利というものを正しく理解することのきっかけになって欲しいと考えています。

——当然、里親も権利を正しく理解することが必要ですね。

中村 ええ、そのために権利ノートと合わせて、里親さん向けの冊子も制作しました。これは「子どもの権利の考え方」が書かれた冊子で、子ども用の権利ノートを子どもと一緒に読む前に里親さんに読んでいただきたいと考えて作りました。

権利ノートを作っていく過程で、里親さんの抱える困難がいろいろと見えてきました。この冊子は、そうしたこと、例えば「里親さんと子どものどちらの姓を使うか」、「里親さんが持つ親権代行権とは」などを題材に、「子どもの権利」を考えていただけるような内容になっています。

——最後に、PRなどはありますか。

中村 この権利ノートがきっかけとなって、一人でも多くの子どもの権利を正しく理解して欲しいと思っています。子どもと里親さんが光り輝き、「子どもの権利」の大切さを社会にメッセージし、それが自治体などを動かし、それぞれの地域で権利ノートや「子どもの権利」を支えるための仕組みができることを願っています。そのことによって、もっと多くの人に里親養育に関心を持ってもらえれば、とてもうれしいです。

最後に、作成にご協力いただいた皆さん、配布に全面的にご協力をいただく全国里親会さんに、この場をお借りして、心からお礼を申し上げます。

配布対象

里親家庭に委託されている子どもと委託里親に無料で配布

配布方法

全国里親会を通じて配布

権利ノートの概要

1. 形態 B5サイズ小冊子
2. 種類 小学生以下用
『してほしい、あなたのこと』
中学生以上用
『知ってほしい、あなたのこと』
里親用
『子どもと里親養育の
未来のために』
3. 発行 平成20年10月
4. 協力 財団法人 全国里親会
5. 発行 朝日新聞厚生文化事業団

奨学金情報

来春、大学や専門学校等に進学を希望する里子を対象とした奨学助成金募集が始まりました。例年、助成をいただいている資生堂社会福祉事業財団と両宮児童福祉財団の2件です。(20年8月1日現在)

- 資生堂社会福祉事業財団「資生堂児童福祉奨学金」は、福祉分野に進学を希望する里子に、授業料援助を目的として、年間50万円を支給します。(申請締切り:10月18日)

- 両宮児童福祉財団「修学助成金」は、入学金の助成です。(一次締切り:10月31日、最終締切り:11月25日)

詳細につきましては、各都道府県指定都市里親会または全国里親会にお問い合わせください。

里親家庭で暮らす子ども

今回の「里親家庭で暮らす子ども」では、『世界中の愛を全部ください』『もう学校には行けない』（いずれも幻冬舎）の著書をもつ早川幸恵さん（ペンネーム）に原稿を寄せていただいた。

『世界中の愛を全部ください』の表紙帯には「生い立ちがもたらした“愛着障害”。運命に立ち向かい、愛を求めて叫び続けた少女の魂の記録」とある。里親家庭で暮らす子どもたちの共感を誘う本といえる。また『もう学校には行けない』は、養護施設での虐待が原因でPTSDの症状に苦しんだ少女が、中学・高校で執拗ないじめを受け、不登校、転校を繰り返す話。思春期に訪れる不安症のなかをどう生きるか、里親にとっても重い読後感の残る本である。



私は、生い立ちのせいで心に障害を持ってしまい、人を信じることもできなくなって、外にも出られなくなった。周りの人が皆敵に思えて仕方がない。子どもを見れば昔のことを思い出してつらくなる。納得がいなくても自分の過去を受け入れないとやっていけなかった。私には里親がいるにしろ、私の周りの99パーセントの人は里子ではない。心を許せる友達であっても親の愛をもらっている。愛されている。それなのに私は「愛される」ってことも知らず、「人を愛する」っていうことも知らない。だから友人ができて信用できず、孤立してしまった。私には今、仲の良い友達がいる。その人の母親はとても彼を愛している。よく、テレビでも生まれてきた子に「ありがとう」とか言って名前をつけているシーンを見る。皆が笑顔だ。私はずっと思っていた。

「大丈夫、私も同じ人間だ。愛されることだってあるさ」

でも、私の心の奥で、なにか納得しない。大丈夫、って思っても私の心は笑っていない。自分がこの人たちと違う、愛されたことなんてないってことくらい分かっている。それなのに、自分にうそをついてまで、その人たちにうそをつきたくなる。自分に正直になると納得がいなくなり、頭の中から怒りの木がメキメキ生えてきてしまう。そして、怒り狂いたいのにな涙が出てくる。自分でも涙の原因は分からない。ただ、ひたすら悲しい。以前は、心にうずが巻いてい

私は音大の講習を受けるために電車に乗っている。音楽の教師を目指しているからだ。車中は親子連れがとても多い。いつ見ても苦しくなる光景だ。

私は皆にかくしているが里子である。0歳で父母を失い親戚からも捨てられ、乳児院、養護施設で育ち、5歳10ヶ月で今の里親のところへ来た。詳しく知ったのは中学3年、なぜこんなに不公平なのか、街を歩けば子どもの隣には親がいる。いつも私はその光景をにくく思っていた。

里親の所へ来てからもいつも心が満たされていなかった。里親は私に対して可能な限り心を満たすようなことを考えてやってくれた。たとえば、海外旅行に何回も連れて行ったり、習い事もいっぱいやらせてくれた。旅行に行くとその仲間に「こんなに小さいのに旅行に行かせてくれるなんて幸せね」と言われていた。もちろん習い事も同じだ。しかし、私の心はまったく満たされず、いつも心は荒れていた。里親の家に来て「心が満たされているな」って感じたのは、つい最近だ。今思うと、高校1年の時から里親と心のキャッチボールが少しずつできるようになった。心のキャッチボールの積み重ねだったのかも知れない。

てグチャグチャだった。電車に乗れば見知らぬ親子を見て心のなかに冷たい風が吹いていた。今は滝のようにザーと音を立てながら下へと流れていっている。そして、最終的に思うことは「生きるって辛いんだな」。だから私はきっと、こういうことで一生苦しむのかなって思うと、自分を消したくなる。

ふと、もう一人の自分と会話がしたくなる。

「一人でやるって言ってたくせに泣いてる」

「でも、もう一人でいい」

「じゃあ、なんでそんなに涙がでるの」

「分からない。分からないけど、悲しいんだ」

「そりゃ、自分がまた一人になるっていう寂しさでしょ。あんたは分かっているはず。最初から一人って思っていたら、そこらの人間を見て、自分と比較しないよ」

「——」

「あんたは、また人に捨てられるのが怖いんだ。そんなあんたが自ら一人になる必要なんてない」

「——」

「もう、いっぱい、一人ぼっちをやっただろう。もうならなくてもいいんだよ。あんたは悪くないんだから」

「——」

「怖いんだったら、傷ついてもいい覚悟で行きな。いっぱい、いっぱい傷ついて、そんな人間は決してダメになんかならない」

だから、私は逃げない。苦しくてもなんでも当たってだけで立ち上がればいい。乗り越え

てまた次の問題の壁に当たるんだから。そうやって繰り返しているうちに、少しは強くなれるんじゃないかと思った。そんな時の支えは強い自分を心にもう一人持つことだ。

私は今、里親のところにいるが、本来なら施設で育っていたかもしれない。施設では、わがママを聞いてもらえないし、欲しい物だって買ってもらえない。聞いてほしい時になかなか聞いてくれる人などいない等。私は親に愛されたことがないといっても、施設の子に比べるとぜいたくなのかもしれない。親の元で暮らせない子どもたちは、里親のもとで育てられないものか。

ある里親は「かわいくて小さい女の子がいい」という。里親の皆が皆、そういう人ばかりでないのは知っている。では、小さくなくて、少し大きい子だとダメなんですか？ そんな扱いはまるで犬だと思う。「里子」ってものはちょっとやそつとの考えじゃ理解など不可能だ。

それでも、里親は里子をきちんと最後まで面倒を見てもらいたいと思う。

早川幸恵



書籍の紹介

『神様からの贈り物 里親土井ホームの子どもたち

——希望と回復の物語』土井高德 著

本書冒頭に、九州大学教授の田嶋誠一氏が「刊行によせて」を書いていて、「本書は子どもたちの悲惨と困難を述べたものであると同時に、希望の書でもある」と記している。まさに、心身ともに傷ついて土居ホームにやってきた子どもたちの希望と回復の記録であって、里親ならぜひ一読したい本である。虐待の増加のなかで、里親としては治療的な接近が欠かせないし、そのための参考書としてとても有効であるだろう。

■発行日 2008年3月21日

■発行所 福村出版

■定 価 1,600円＋税



翻訳絵本

「ふたりのおかあさんから あなたへのおくりもの」を制作して

北海道 養育里親 飯高素子

NHK連続テレビ小説「瞳」の中で、西田敏行が演じる里親一本木勝太郎が、里子たちに絵本を読む場面がありました。この絵本を作ったのは、北海道で里親をしている飯高さんです。放映後、この絵本について問い合わせが相次ぎ、ぜひ読んでみたいと評判になっています。この絵本の作者飯高さんに絵本を紹介していただきました。



2004年に「産みの親と育ての親がいてあなたがいる…」という内容の作者不詳の英詩と出会い、深い感銘を覚えました。そして、育ての母でもある私は、少し重い人生の意味合いをもつこの詩を、できるだけやさしく訳し、絵本にして、我が家の子どもに贈りたいと思いました。藍や土から作った天然絵の具を使って絵を描く友人に挿絵をお願いし、里親の子育てについて様々な話をし、2年をかけて1冊の絵本を手づくりし、わが子に贈ったのです。

そして、この英詩を拝借した、家庭養護促進協会大阪事務所にも報告とお礼を兼ねて、絵本をプレゼントした事から、「ふたりのおかあさんのいる子ども達」に贈る絵本としての新たな創作が始まります。そして2007年7月に「ふたりのおかあさんから あなたへのおくりもの」として出版していただきました。

近年は虐待なども増加し、生き立ちについて語る事は難しさを増しています。里親家庭（養子・里子・実子など）、ステップファミリー、ひとり

翻訳絵本「ふたりのおかあさんから あなたへのおくりもの」

やく・いいかもとこ さしえ・しもかわくみこ

価格 1,400円 24ページ A4版(送料 クロネコヤマトメール便 80円)

<申し込み先> 家庭養護促進協会大阪事務所

TEL.06(6762)5239 FAX.06(6762)8597

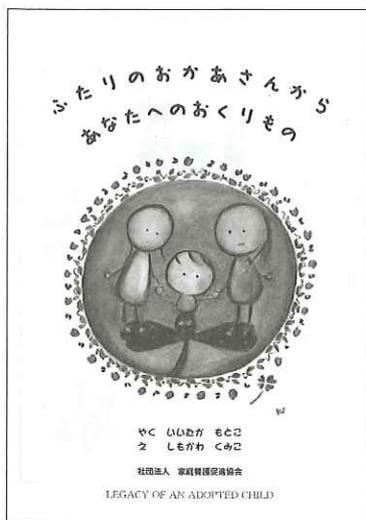
E-mail fureai-osaka@nifty.com

☆対象 幼児から大人まで

☆真実告知(長期里親養育・養子縁組・再婚親子など)の一助として、親子で読んで語り合っただけのことを考えて作りました。

☆メッセージを書き込んだり、思い出の写真を貼ったりして、子どもへのプレゼントにできるようにしています。

☆天然の絵の具で描いたさし絵を、エコロジー用紙(ケナフ入再生紙)に印刷しています。



親家庭、児童養護施設…など様々な環境で暮らす子ども達が、いろいろな事情を前向きに受け入れられることを願って作りました。いろいろな親子の日々の語り合いに生かしていただければ幸いです。

なお訳詩ですが、NHK連続テレビ小説「瞳」の放送第8週「ふたつの愛」最終日の5月24日（土）クライマックスシーンにて、里父役（西田敏行）によって、とても情感を込めて全文朗読されました。絵本は役者さん対象の事前研修でも使用されたそうで、「瞳」公式サイトの特ピックスに「ふたりのおかあさんの詩」と題して訳詩が全文掲載（挿絵一部も掲載）され、よくある質問にも絵本の紹介が出ています。朗読は絵集編にも登場するとか？

http://www3.nhk.or.jp/asadora/topics/07_poetry/index.html

<http://www3.nhk.or.jp/asadora/faq/faq.html>（放送終了後1ヶ月まで）

最後ですが、この訳詩によって、実のおかあさん（おとうさん）も自分のことを責めたり逃げたりするのではなく、自分にできたこととできなかったこととして、子どもと向き合ってもらえたらうれしいです。

絵を描いてくれた友人からは、里親制度を絵本という形で伝えるのもよいのでは？またコラボしようねと言われていました。

——いろいろな家族のそれぞれのいのちが、

生き生きと輝きますように——

ケースに学ぶ

「子どもの姓について」

外出先での幼児との会話はどんな言葉で始まるのでしょうか。「いくつですか？」とか「お名前は？」で始まることが多いように思います。

彼が我が家にやってきたのは2歳半の時でした。私はこれからの家庭生活をあれこれと考えていました。「いくつですか？」には「(指を2本立てて) にさい」と教えられていました。これはOKです。「お名前は？」にはなんて答えさせようか、と私は悩みました。

できることなら私をお母さんと呼んでほしいと思っていました。すると、私の姓と彼の姓が違うことになんか違和感が湧いてきました。そこではじめは名前だけで答える練習をしてみました。でもそれでは外出した時には役に立ちませんでした。

ケースワーカーの方に相談をしたら、お母さんの思う通りに育ててくださっていいんですよ、と言ってくださいました。彼の姓を大切に思っていればこそその悩みでしたが、その言葉で私と同じ姓にする決心をしました。

彼と名前を呼びあう練習をしました。

私「お名前は？」、子「高松〇〇です」

子「お名前は？」、私「高松××です」

彼は嬉しそうに「おかあさんと、おなじ」とにっこりしながら、何回も何回も繰り返し呼びあいました。

小学校入学前の真実告知の時に「実はね、本当はね、あなたの名前(姓)はね」と話しました。「そうだった

のか」と数日悩んでいたようでした。

年齢があがるとともに、高松の姓になりたいと自分から言うようになりました。「15歳の誕生日がきたらね」の私の返事は、彼にはとても待ち遠しい、ながい苛立ちの日々でした。

養子縁組の手続きを始める時に何回も「本当にこれでいいのね？」と念を押しました。手続きが完了し、書類の名前を見た時はとても喜んで、「これでいいんだ」と満面の笑みでした。(高松千枝子)

子どもの気持ちを気遣っている里母さんの姿が目には浮かぶようなお手紙でした。養子縁組をすることによって、子どもとの絆が一層強まったようですが、養育里親でも子どもの姓でなく、里親の姓を名のらせることがよくあります。姓が違うことによって子どもにいじめなどが無いようにという、里親の配慮からです。

しかし、どんなに子どものことを考えたことであっても、子どもに確認をとらずに里親の姓を名のらせるのはよくないことでしょう。大人になって、就職ともなれば、本名を使わなくてはならない場面もできます。名前に違和感をもって本名をうまく受け入れることができない、という人もいました。

里親の姓を名のらせる時には、できるだけ本人に理由を説明して、本人が納得してからにしたいものです。幼くて確認ができない場合は、折りに触れそのことを話して、理解を促しておくことが必要でしょう。

(編集スタッフから)

◆新役員が決まりました。

■理事・監事の改選がありました。

理事17名・監事2名が選出され、任期は平成20年6月3日から平成21年6月2日までの2年間となります。

理 事 (任期H20.6.3~H22.6.2)

	氏 名	区分	職業等
会 長	瀧美 節夫	学識経験者	全国里親会会長(元厚生省児童家庭局長)
副会長	廣瀬 清蔵	北海道ブロック	北海道里親会連合会長
〃	多賀 貞雄	関東・甲信越静岡ブロック	千葉県里親会会長
常 務	清水 啓司	学識経験者	全国里親会事務局長(元国立武蔵野学院次長)
理 事	木ノ内博道	〃	特定非営利活動法人 千葉県里親家庭支援センター理事長
〃	佐野 利昭	〃	元厚生省社会・援護局長
〃	松尾 武昌	〃	全国社会福祉協議会常務理事(元厚生省社会局更正課長)
〃	吉中新太郎	〃	全国民生委員・児童委員連合会理事
〃	土田 秀行	〃	全国児童養護施設協議会副会長
(ブロック代表)			
理 事	鶴川 国雄	東 北	福島県里親会会長
〃	渡辺 孝	関東・甲信越静岡	静岡県里親会連合会長
〃	竹内 重富	東海・北陸	福井県里親会会長
〃	御所 伸之	近 畿	和歌山県里親会会長
〃	柿田與三松	近 畿	滋賀県里親会会長
〃	田坂 素臣	中 国	広島県里親会会長
〃	鶴岡 法道	四 国	愛媛県里親会会長
〃	赤木 睦男	九 州	福岡県里親会会長

監 事 (任期H20.6.3~H22.6.2)

監事	外所 憲一	学識経験者	税理士
〃	大内 善一	〃	(株)福祉新聞社常務取締役

●投稿から……「児童養護施設とのタイアップ」 札幌市里親会

札幌市里親会は平成19年度から、里親の資質・技能の向上のための研修の一環として札幌市にある児童養護施設「羊ヶ丘養護園」で「養育実習」を受講しています。この研修に平成19年度は6名が参加し、平成20年度は5名が参加する予定です。

この研修の状況などが羊ヶ丘養護園の広報誌に掲載されましたので、抜粋し転載します。



札幌市登録里親さんと研修交流しています。

当園では、昨年度より、施設養育と里親養育の形態の違いはありますが、同じ社会的養護に携わる機関として、里親さんとの研修交流を行っています。研修期間は3日間。児童養護施設での研修を希望する里親さんの自主参加によるものです。研修内容は、それぞれの実践の経験を持ち寄ってのディスカッションや、子ども達との向き合い方や養育態度について振り返るプログラム、施設の子供達との交流するプログラムで構成されています。

この研修に参加された里親さんからは、「大変ためになりました。特に、施設では、子ども達の

生活が依存的になりがちな傾向があるため、主体性や自律性を伸ばしていく取り組みを意図的に取り入れているということに、刺激を受けました。また、普段、あまりかわる機会のない年齢層の子ども達と交流できたことも、とても楽しかったです。」また、もう一人の里親さんからは、「研修のなかで、自分自身の子育てで確認したかったこと、悩んでいることを聞いてもらえたという体験を通して、聴くということ(傾聴)の大切さに気づけました。始まる前には少し緊張もありましたが、ゆったりとしたリズムで研修が進み、楽しく研修を終えることが出来ました。」と笑顔で感想を寄せられています。

私達職員も里親さんから、里親養育に当たる熱意と重みのあるお話をうかがえて、大変、貴重な研修の機会となりました。

羊ヶ丘養護園 Hop Step Kids Vol.16
2008年7月発行より

これからも、里親会、個人の投稿お待ちしております！

平成21年度里親関係予算要望書

厚生労働大臣 舩添要一 殿

財団法人 全国里親会
会 長 渥美 節夫

里親制度の一層の推進を図るための児童福祉法の改正案が国会に上程され、里親制度が社会的に評価されるようになってきました。

本来家庭こそが児童の幸福と成長をもたらすものでありますが、その家庭に破綻が生じた場合に、里親がこれに代わる最善のものとして活用されることは、世界共通の常識です。

全国里親会は、このような時期に各方面からの期待に応え、里親制度が要保護児童対策の支柱となるよう努めたいと考え、次のことを強く要望いたします。

1 里親ファミリーホームの充実

里親ファミリーホームは平成21年度から制度化されることになっておりますが、この制度には他国と同様、居室の確保、事務経費に対する配慮等、制度運営に必要な経費についての措置を図るべきであります。

2 里子の措置延長等についての特別の措置

現行の児童福祉法では、里子の措置が20歳まで延長できることとなっておりますが、里子が社会的に自立するための、高校卒後の専門技能を修得する専門校や短期大学への進学を可能とするよう運用すべきであります。

さらに、4年生大学への進学が容易になるための措置や措置解除後のアフターケアについての対策を講ずべきであります。

3 専門里親の活用促進

専門里親は虐待を受けた児童のほか、心身に障害のある児童や情緒的に問題のある児童を対象として療育的養育を行えることとなりますが、専門里親への委託は進んでおらず、その活用を促進すべきであります。

4 親族里親制度の発展

親族里親制度は里子の養育に適合するものとして世界各国で急速に普及しています。我が国においても、この制度を推進させるとともに、一般里親と同様に里親手当を支給し、制度の発展を図るべきであります。

5 愛着障害等に関する治療法の開発・研究

愛着障害は里親養育において重要な課題ですが、愛着障害や発達障害等に関する研究は我が国においては他国に比し特に遅れていることが指摘され、今後の大きな課題となっております。国において治療法の開発・研究に早急に取り組むべきであります。

6 里親委託費及び里親手当の充実

(1) 現行の委託費は、一人一人の児童の健全な養育に必要な額とはいえず、生活のための最低額が計上されているのに過ぎません。有為な人材としての里子とその能力を発揮できるよう、これらの経費を全面的に増額は正し、児童の実態に即した改善(幼稚園等の授業料、部活動、障がい児教育、一時保護委託にかかる経費等)を図ることが必要であります。

(2) 里親手当は平成21年1月から一人の場合72,000円に倍増しますが、二人目以降も同様の額とすべきであります。

里親制度は、個々の里親の善意や慈悲心に頼って運営される範囲から、児童福祉政策の下で社会的養護体制の中心となる時代を迎えています。

全国里親会は、要保護児童の大半が里親家庭ですこやかに養育されることを強く望むものです。

ご案内

里親フォーラム・第54回全国里親大会 10月4-5日 静岡県浜松市で開催

10月は里親月間です。今年は全国大会と福祉医療機構助成を受け、里親フォーラム（元里子たちによるパネルディスカッション）を行います。多くの里親関係者や一般の人たちに参加していただき、里親制度をみんなで考えていきたいと思えます。

会場は、グランドホテル浜松（静岡県浜松市中区東伊場1-3-1）です。

10月4日(土) 里親フォーラム・パネルディスカッション

13:30~16:00 「里親家庭に育って」

元里子4人によるパネルディスカッション

コーディネーター 坂本 洋子氏(里親・『ぶどうの木』著者)

10月5日(日) 第54回全国里親大会

10:00~16:00 主な内容

(午前) 式典・行政説明

(午後) 基調講演

「ひとりぼっちの私が市長になった!」(仮題)

草間 吉夫氏(茨城県高萩市長)

パネルディスカッション

「地域で子どもを育てよう!」

パネラー 加賀美尤祥氏(山梨県立正光生園常務理事)

草間 吉夫氏(茨城県高萩市長)

坂本 洋子氏(里親・『ぶどうの木』著者)

コーディネーター 福永 博文氏(浜松学院大学教授)

大会詳細は、全国里親会ホームページ <http://www.zensato.or.jp> をご覧ください。

平成20年下半期の予定

- | | |
|-------|------------------------|
| 9月5日 | 四国地区里親研修会
(徳島市) |
| 21日 | 北海道地区里親研修大会
(帯広市) |
| 24日 | 第3回理事会
(東京都港区・茜荘) |
| 10月 | 里親月間 |
| 4日 | 里親フォーラム
(静岡県浜松市) |
| | 第2回評議員会
(静岡県浜松市) |
| 5日 | 第54回全国里親大会
(静岡県浜松市) |
| 18日 | 資生堂社会福祉事業財団
奨学金締切 |
| 31日 | 雨宮児童福祉財団
修学助成金1次締切 |
| 11月 | 児童虐待防止推進月間 |
| 25日 | 雨宮児童福祉財団
修学助成金最終締切 |
| H21年 | |
| 3月21日 | 第4回理事会 |

編集後記

■里親制度の見直しを行う児童福祉法の改正が国会で審議未了のまま廃案となってしまった。特集で「制度改正のQ&A」を計画していたが、次回持越しとした。今回、緊急一時保護の里親活用を聞くため川崎市の中央児童相談所を訪ねた。一時保護の話から逸れて「ふるさと里親」の話になった。一般に季節里親とか週末里親とか言われている制度のことである。川崎市では、里親認定はもちろん審議会でを行うが、この「ふるさと里親」については昭和47年から児童相談所の所長の決裁で行っている。ふるさと里親を経験しながら里親登録をする人もいえる。ふるさと里親が里親拡大の裾野を広げる機能も果たしている。よいことは他の自治体でもぜひ取り入れてほしいものだ。(木ノ内)

里親だより 第78号

発行日 平成20年8月25日

発行人：財団法人 全国里親会 会長 渥美 節夫

編集人：木ノ内 博道

〒107-0052 東京都港区赤坂9-1-7-856

電話 03-3404-2024 FAX 03-3404-2034

<http://www.zensato.or.jp>

E-mail info@zensato.or.jp